

自動車と法規

Automobile and Technical Regulations

1. はじめに

自動車は人間の生活に多くの利便をもたらし、その重要度を増しているが、一方では交通事故の増加や、環境への悪影響が懸念されている。これらの問題への対応策として各種の法規が制定されてきた。自動車利用の一層の拡大と共に、これら法規制の強化と拡がりも続いている。

1989年以降のこれ等法規の制定の動きを日本、米、欧等地域毎に概観し最後に各国間の活動を簡単に紹介する。

2. 日本

2.1. 法規

(1) 安全関係

我が国の交通事故による死者数は近年急増傾向を示しており、総務庁は1989年11月28日全国民に向け異例の「交通事故非常事態宣言」を発表するに至った。同年の年間死者数は15年振りに1万1千人を突破した。このような状況の下で自動車の安全性向上のための法規改正が進められたが、主なものを以下に述べる。

①着色フィルム：自動車の窓ガラスに貼付される着色フィルムの問題について、いわゆる「サングラスカー」を排除し運転に必要な安全視界の確保を図るため、1989年3月道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という)が一部改正され同年5月より使用過程車も含め施行された。内容は、着色フィルム等に係わる規制の対象範囲が、従

(中央公害審議会答申資料:1989.12)

表1 将来排出ガス規制目標値

車種区分	排出ガスの種類	現行規制		短期目標		長期目標		
		平均値	施行年	目標値	施行年	目標値	削減率	
トラック・バス	軽量車 (GVW 1.7t以下)	空素酸化物(NO _x)	0.9g/km	昭和63年	0.6g/km	△33%	0.4g/km	△56%
		粒子状物質(PM)		0.2g/km	0.08g/km	△60%
	中量車 (GVW 1.7t超え 2.5t以下)	NO _x	380ppm	昭和63年	1.3g/km	△35%	0.7g/km	△65%
		PM	260ppm	昭和63年	0.25g/km	0%	0.09g/km	△46%
	重量車 (GVW 2.5t超え)	NO _x	400ppm	平成元年	6.0g/kWh	△17%	4.5g/kWh	△38%
		PM	260ppm	平成元年	5.0g/kWh	△2%	0.25g/kWh	△12%
乗用車	NO _x		0.7g/kWh	0.4g/km	△64%	
		昭和61年(手動変速機付車) 昭和62年(自動変速機付車)	0.7g/km	(平成2年)	(△29%)		△43%	
	PM	昭和61年(手動変速機付車) 昭和62年(自動変速機付車)	0.9g/km	(平成4年)	(△33%)		△56%	
		0.2g/km	平成6年	0.08g/km	△60%	
全車種	黒煙(3モード)	昭和47年	40%	PMと同時	△20%	25%	△50%	
		平成元年	0.4g/km	△43%	
	ガソリン	重量車(GVW 2.5t超え)	650ppm	平成元年	5.5g/kWh	△19%	4.5g/kWh	△34%

(注1) ディーゼル乗用車の短期目標値は、既に昭和63年12月に告示済みのものであり、今回答申が行われたものではない。
(注2) GVW...車面総重量 EIW...等価慣性重量(人間二人が乗ったと仮定した場合の車の総重量で、車両重量に110キログラムを加えたもの。)